

# 京都社会人卓球リーグ要項

## 1) 出場資格

- ① チーム登録が必ず京都卓球協会にある事。
- ② 当日登録は一切できません。
- ③ 試合当日のゼッケンを忘れた選手へのゼッケン販売は、行いません。
- ④ チーム登録に際しては構成メンバーを明示する。
- ⑤ 構成メンバーの追加については事前に届けることを原則とする。  
(メンバーチェンジとは別)
- ⑥ 大学生は、学連登録者以外であれば出場可。
- ⑦ 高校生は、高体連登録者以外であれば出場可。
- ⑧ 高体連・日学連に登録している者は、年度途中の社会人リーグの登録は不可とする。(平成 30 年度第 1 回理事会により決定致しました。) 届けは事務局受理日よりとする (FAX 可、但し正式届けは後日郵送の事)。

但し、レディース独自の大会についてはレディース委員長に確認の事。

## 2) 選手の移籍

- ⑧ クラブ間の移籍は届出後 90 日を要す。
- ⑨ クラブ解散による他チームへの移動も同じく 90 日を要す。
- ⑩ クラブ解散による新チーム結成も⑧、⑨と同じ。
- ⑪ 現在出場している同一メンバーのチームから他チームへの移籍は、移籍扱いとし届け出後 90 日扱いとする。
- ⑫ 年度変わりであっても同じ。
- ⑬ 特例として転勤、定年退職、会社のチーム解散、転職は出場可。
- ⑭ 個人登録から団体登録への変更については、個人登録期間が 90 日を越えている事。あるいは個人登録直前が無所属 (無登録) で、個人登録期間とあわせたものが 90 日を越えていること。
- ⑭ 届けは事務局受理日よりとする (FAX 可、但し正式届けは後日郵送の事)。
- ⑮ 移籍の申請は両チームの責任者の認印で移籍成立。但し、特例とし本人の申請と受け入れチーム代表者の認印で移籍を認める場合あり。

## 3) チーム編成について

原則として今まで通りとする。

同一クラブで複数チーム出場する場合 A を最強とし、順次 B, C とする。又、A, B, C 3 チーム出場のところ、従来は本来 A チームで出場するメンバーが不足した場合、BC より順次繰り上げてゆき (上につめる) としていたのが、A のキケンを認めるものとする。但し、往来通り順次繰り上げていく (上につめる) 事も可とする。

## 4) オーダーミスの取扱について

1 番 2 番の出場者でダブルスを組んでしまった場合は、ダブルスをキケン (相手に 1 点) とし試合は成立させる。

5) 整列の時選手が揃っていない場合の取扱について

原則として不揃いのチームをキケンとする。

但し、3名もしくは2名であっても親善で予選リーグの試合をして頂くこととする。

(対戦相手のチームについては、ご理解を頂き対応をお願い致します)

6) 順位決定戦をしない場合の順位の決め方

チャレンジリーグ最下部の順位決定について、特に順位決定戦をしない場合、例えば、

3位、4位の決定は1位に負けたチームを上位に(3位)、2位に負けたチームを下位(4位)とし順次これに従う。

7) 組み合わせ

同一チームから同一クラスに複数出場の組み合わせの配慮については往来通りとする。

(配慮しない)。但しチャレンジリーグ最下部については配慮する。

8) ユニフォームの不揃いについて

ユニフォームについては最低1枚揃えるものとする。万一不揃いの場合、長袖シャツ・長ズボンの着用許可申請と同じく、チーム責任者が理由を添えて開会式までに書面にて審判長の許可をもらうものとする。許可書のないチームは即失格とする。但しショートスリーブについては同系色であればメーカーが違って、又ラインの有無についてもJTTA公認であればOKとする。

スパッツについては膝までのものを指し、アンダーシャツについてはひじまでのものとする。従って、ひざ・ひじを覆うものについては着用許可書を提出の事。

9) 開催会場について

使用可能台数、会場使用料、駐車場問題などでどうしても会場が限られてくるのに御理解頂きたい。全て複数会場開催となる。

10) 出場資格違反の取り扱いについて

厳重注意した上で当該クラスの最下位とする。(運営、審判、総務各委員長合議の上)。

11) 組み合わせについて

2ブロック7チームの場合     Aブロック   1. 4. 5

   Bブロック   2. 3. 6. 7とする。

12) 試合の促進ルールとスムーズな進行について

① 各試合での促進ルールの適用は7分とする。

② 練習時間はチェンジエンドなし3本で試合を始める。

③ ゲームとゲームの休憩10秒以内で試合を始める。

④ マッチとマッチの休憩30秒以内で試合を始める。

遵守できない場合は、イエローカード（レッドカード）の対称となり、失点となる。

1 3) 入替えチーム数について

入替えチーム数は2チームとする。

1 4) 表 彰

現行1位、2位、3位を表彰する。

但し、取りに來られない場合は失効とする。

1 5) チームの名称変更・無届の棄権の取扱い

① 内容に変更（チーム編成等）がなければ、名称変更でそのまま出場可。

（当年度運営委員会で内容検討の上結論を出す）。

② 無届の棄権の取扱いについては2回までとし、以後は廃部扱いとする。棄権の届け、チーム廃部の場合は速やかに社会人事業事務局へ連絡する事。

棄権チームについては、登録用紙に○チーム棄権と明記下さい。

（FAX又は手紙）

1 6) 順位戦の実施について

1.2.3位決定、8.9位決定以外の順位決定については、時間によって当該チームの話し合い、あるいは抽選で決定する事もある。

1 7) メンバーチェンジについて

① 申し込み時については、チームのメンバーの都合によりチーム編成に柔軟性を持たせる。

② 試合当日のメンバーチェンジは下のクラスから上のクラスへのみ。同じクラスでの入替えも認めない。

1 8) 全国大会と日程が重なった場合の取扱いについて

協会としては、全国大会を最優先の観点から、全国大会に出場する該当チームがあった場合、その大会が団体戦でも、個人戦で1人が抜けるというケースであっても（あくまでもそのチームの責任に於いて出される申請についてはスポーツマンシップを信じ）その為に社会人リーグ出場不可になった場合には、棄権扱いとせず、保留扱いとする。その場合は、事前に責任者から理由を添えて社会人事業事務局に申請書を提出することとする。（但し温泉卓球は含まない）

許可する大会については、国民体育大会、全日本実業団選手権大会、全日本クラブ選手権大会、全日本選手権大会、全日本社会人選手権大会、全日本マスターズ選手権大会、近畿選手権大会、全日本ラージボール選手権大会、全国ラージボール大会とする。

1 9) 申し込み〆切日について

申し込み〆切は、各大会いままでより1週間早い、大会の2週間前の水曜日とする。

但しメンバー変更について（上から下へ）は、同一週末土曜日の正午までとする。

（社会人事業事務局へ）

尚、出場申し込み後のキャンセルは返金しない。

複数会場開催になった場合でも、メ切日は先の大会にあわせるものとする。

- 20) 状況に応じて午後8時を過ぎたら勝敗の決定に際し抽選（トス）もあり得る。
- 21) 社会人リーグ（団体）当日に、社会人大会（シングルス・ダブルス）の受付を時間と場所を区切って受付ける。（開会式当日に連絡）
- 22) 団体戦でやむをえず出場がむつかしい選手（例・ねんざ等）がチームにいて代替の選手がない場合、その選手を何番にするかはそのチームの任意とする。
- 23) 当日棄権チームがあり、試合数が少なくなったチームの対応について
- ① 2チームの時には、試合を5番まで行う。
  - ② 1チームの時には、順位については通常の順位とするが、組み合わせを変更して試合を行う。
  - ③ 棄権により2チームになった場合の対応については、その部のすべてのチームの賛成をもってリーグの変更を実施できるものとする。
- 24) 京都卓球協会のホームページのアドレスは <http://kyotopingpong.jimdo.com/>です。  
平成29年度京都卓球協会一般事業計画案など掲載されています。ご覧下さい。
- 25) 申し込み時の棄権チームと当日棄権チームの対応について
- ① 申し込み時棄権チームは、全て下部に移行する。申し込み時棄権チームと当日棄権チームが合わせて2チームの場合は、当日棄権チームを8位とし下部に移行。当日棄権チームが複数の場合は、25)②の順序に従う。
  - ② 当日棄権が複数の場合については、前回の順位に基づき順位とする。
- 26) 2019年度については、予選リーグから順位別トーナメントまですべての試合を5ゲームスマッチとする。
- 27) 運営委員の役割
- 1年間リーグの運営にご協力頂き、スムーズな進行に努めて頂きます。  
大会当日において、大会運営上の諸問題について随時討議する。
- ① 大会当日については、本部席に集合して頂き府立体育館についてはシートを敷かなければならない為、練習前にコート設置等の会場整備を行う。
  - ② 女子チームは、試合終了後本部にその旨を連絡して、各撤去作業及び清掃作業等の後始末ができる範囲で協力して頂く。  
男子チームは、最後まで残り各撤去作業及び清掃作業等の後始末を行う。

- ③ 体育館の使用上の注意、持ち込んだゴミの持ち帰り、2足制の徹底、喫煙場所の徹底を遂行する。
- ④ 社会人全体会議には必ず出席して頂き年間の反省点をもちよる。
- ⑤ 1加盟団体でチーム数が異なるので、運営委員の割当てではチーム数に案分させる。

- 28) 台風・大雪警報等の取り扱いについては、特別警報・暴風警報が7時時点で発令されている場合は、試合を中止とする。
- 29) たばこのポイ捨て、喫煙場所以外で喫煙等、体育館から厳重注意を受けた場合については、個人名あるいはチーム名が明確になった場合そのチームを京都卓球協会として出場停止処分とする。
- 30) 全ての届けは必ず代表者によって書面で行う。  
提出先 京都卓球協会 事務局まで
- 31) 京都社会人卓球リーグの事務局について  
平成15年度より田阪晃司が担当。社会人事業に関するお問い合わせのみ、FAXまたは書面で代表者の方より下記まで。
- 32) 住所 〒610-0361 京田辺市河原御影6-3  
田阪スポーツ 気付 社会人リーグ事務局 田阪晃司宛  
TEL, FAX共用 0774-63-7072  
(TELは平日・土曜日は10:00~20:00まで)  
定休日：毎週日曜日、祝日

京都社会人卓球リーグ運営要項の制定、及び改定の経過は次の通り。

- (平成8年3月21日制定) (平成9年3月21日改定) (平成10年2月15日改定)
- (平成11年3月14日改定) (平成12年3月19日改定) (平成13年3月22日改定)
- (平成14年3月10日改定) (平成15年2月16日改定) (平成16年3月14日改定)
- (平成17年2月13日改定) (平成18年2月12日改定) (平成19年2月4日改定)
- (平成20年2月24日改定) (平成21年2月8日改定) (平成22年2月14日改定)
- (平成23年3月27日改定) (平成24年2月26日改定) (平成25年4月1日改定)
- (平成26年4月1日改定) (平成27年4月1日改定) (平成28年4月1日改定)
- (平成29年4月1日改定) (平成30年4月1日改定) (2019年4月1日改定)